

山都町農業後継者就農交付金

・山都町において、農業後継者が親元で就農する場合、または新規参入者が新たに農業経営を開始する場合、就農時 1 回に限り 50 万円（夫婦及び兄弟で就農の場合は 70 万円）を交付します。

対 象 者・山都町に住民票があること

- ・就農日における年齢が 45 歳未満であること
- ・農業後継者（継承予定者）または農業経営者
- ・平成 30 年 4 月以降に就農した者
- ・国が行う『農業次世代人材投資資金（経営開始型）』の未交付者

交付要件・認定新規就農者または認定農業者（共同申請を含む）であること

※認定農業者（共同申請）

家族農業経営に携わる世帯員が経営方針や役割分担などを取り決める

「家族経営協定」に基づき、認定農業者の申請を経営のパートナーとして共同

で

おこなうこと。

- ・税申告が青色申告の経営体であること
- ・町税等の滞納がない経営体であること
- ・交付後、3 年度間は農業に従事すること

交 付 額・就農時 1 回に限り 50 万円を一括交付

- ・夫婦や兄弟で就農の場合は 70 万円を一括交付

※1 経営体あたりの上限は 70 万円